

社会福祉法人三宝会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝会の役員等の報酬及び法人業務を行った場合の諸経費について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及びその他の委員をいう。

2 その他の委員とは、評議員選任・解任委員会の委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬額は、別表1のとおりとする。ただし、各年度の報酬額の総額が理事については370,000円、監事については220,000円を超えない範囲とする。

(理事の報酬の支給基準)

第4条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席した場合並びに法人施設の運営のために、その業務に当たった場合に報酬を支給する。

(監事の報酬の支給基準)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合並びに法人の監査業務に当たった場合に報酬を支給する。

(評議員の報酬の支給基準)

第6条 評議員が評議員会に出席した場合に報酬を支給する。

(その他の委員の報酬の支給基準)

第7条 その他の委員が、委任された委員の会議に出席した場合に報酬を支給する。

(研修会等出席の支給基準)

第8条 役員等が理事長の命を受けて研修会等に出席した場合に報酬を支給する。

(交通費)

第9条 理事会・評議員会・委員会への出席及び法人業務に当たった場合の交通費は、実費（公共交通機関の料金）を支給する。

(費用弁償)

第10条 役員等が法人業務に当たった場合の諸経費は、使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第11条 役員等への報酬等の支払いは、会議等への出席の都度、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して現金により支給するものとする。

(出張旅費)

第12条 役員等が理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費を支給する。

(兼務役員等)

第13条 施設の職員を兼務する役員等については、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第14条 理事長の命を受けて法人施設の業務に当たった役員等は、法人職務証跡資料として業務報告書の作成に協力するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人三宝会非常勤役員等報酬規程（平成29年1月28日施行）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、監事報酬については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

報酬基準額 (日額)

支給対象	報酬額
理事長報酬	15,000円
理事報酬	11,000円
監事報酬	11,000円
評議員報酬	11,000円
評議員選任・解任委員会委員報酬	11,000円
苦情解決第三者委員報酬	11,000円
研修会等出席報酬	5,000円

別表 2 (第 1 2 条関係)

旅費の支給基準

種類	支給基準
鉄道賃	路程に応じて以下の料金を支給する
	・乗車料金
	・急行料金
	・特別急行料金
	・座席指定料金
	・グリーン車使用の必要がある場合のその料金
船賃	水路路程に応じて普通旅客運賃を支給する
航空賃	職務上特に必要がある場合に支給する
車賃	定期バス路線の実費を支給する
日当	1日につき 県内2,500円 県外2,500円
宿泊料	1夜につき 県内10,000円 県外12,000円